[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]9:30[illegible]10:30[illegible]11:30[illegible]
[illegible]13:00[illegible]16:00[illegible]17:00[illegible]
[illegible]17:00[illegible]20:00[illegible]
[illegible]10:00[illegible]14:00[illegible]15:00[illegible]

[illegible]

[illegible]30[illegible] 5,500[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[[illegible] 048-862-0355]
[[illegible]]

ご相談の流れ

実際のご相談がどのように進んでいくかをご説明しています。こちらをご覧ください。

法律相談の際には、司法修習生（※）の同席をお願いすることがございます。

司法修習生とは、司法試験に合格し、裁判官、検察官、弁護士になるべく研修をしている方です。

司法修習生は、弁護士と同様に守秘義務を負っておりますので、法律相談の内容を口外することはありません。

ご相談時にご持参いただくと良いもの

以下の表記載の各分野に関するご相談の場合、表記載の資料がお手元にございましたら、お持ちいただけますと、ご相談の際、スムーズに話が進み、限られた相談時間を有効に使うことができます。

不動産に関するご相談	問題となっている不動産の登記簿謄本（登記事項証明書）（法務局で取得することができます。）
借金・債務整理に関するご相談	債権者（消費者金融など）の名前や借金の残高を記載したメモ 債権者からの手紙（請求書、通知書など） 借金に関する契約書 銀行口座の通帳
相続に関するご相談	遺言書（お亡くなりになった方の遺言に関するご相談の場合）
交通事故に関するご相談	交通事故証明書（証明書の申込用紙は警察署などでもらうことができます。） 交通事故の相手方の保険会社から送られてきた書類
労働問題に関するご相談	雇用契約書 就業規則 給与明細 解雇通知書など会社の作成の書類 会社の代理人弁護士から送られてきた書類（通知書など）
貸金・売買代金・請負代金などの契約に基づく金銭請求に関するご相談	貸金・売買代金・請負代金などに関する契約書

法律相談

次の一歩を踏み出すために

電話番号

※必ず事前にご予約のうえ、お越しください。

048-862-0355

（受付時間 平日9:00～19:50 土曜9:00～15:00）

相談時間

平日　9:30～10:30（11:30終了）
　　13:00～19:00（20:00終了）夜間実施中
土曜10:00～14:00（15:00終了）